

介護職員等処遇改善加算算定に係る

「見える化要件」について

介護や福祉に関わる職員(以下介護職員等)の処遇改善については、国によりこれまで何度かの取組みが行われてきました。

2024年6月に介護報酬改定においては、介護職員等の処遇改善加算が一本化(新加算)が行われ当社においても算定を行っています。

当該加算算定にあたっては、以下の3つの要件を満たしている必要があります。

- ① 現行の介護職員処遇改善加算(以下現行加算)(Ⅱ)から(V)までを取得していること
- ② 現行加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- ③ 現行加算に基づく取組についてホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること
- ③「見える化」要件とは、新加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、介護サービスの情報公表制度や自社のホームページを活用して公表することです。
この要件に基づいた当社の取組みは以下のとおりです。

令和6年6月1日

当事業所(ヘルパーステーションにじいる)は【介護職員処遇改善加算V(11)】を算定しています。

処遇改善加算の目的:介護職員の安定的な処遇改善を図る為の環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てる事を目的とし、更に介護人材確保のための取組みをより一層進めるため、経験、技能のある職員に重点化を図り創設されました。

算定要件:「キャリアパス要件」「職場環境要件」を満たす必要があります。

◆キャリアパス要件(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲのすべての要件を満たしています。)

Ⅰ:職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系の整備をすること

Ⅱ:資質向上のための計画を策定して、研修の実施または研修の機会を設けること

Ⅲ:経験もしくは資格等に応じて昇給する仕組み又は、一定の基準に基づき定期的に判定する仕組みを設けること

◆職場環境等要件(以下の項目について取組みを行っています。)

分 類 内 容

◆資質の向上

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援やより専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引・行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員の確保を含む)

◆労働環境 処遇の改善

- ・ICT活用、支援内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えスマートフォンを活用し訪問先でのアクセスを可能にすること等を含む)による福祉・介

護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等による業務省略化

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故、トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断、こころの健康等健康管理面の強化、職員休憩室、分煙スペース等の整備

◆その他 ・職員の増員による業務負担の軽減

◆見える化要件について

- ホームページへの掲載 ・介護サービス、障害福祉サービス等情報公表システムへの掲載
- ・独自のホームページへの掲載